

# 1 平塚市開発審査会条例

平成12年12月19日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第78条第8項の規定に基づき、平塚市開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他法によりその権限に属させられた事務を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長がこれを招集する。

2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者)のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例23号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略